十八　ヘリコプター高度化資機材　ヘリコプター位置情報システム及び赤外線カメラのうち、補助事業者が選択するもので構成されるものであること。

十九　ヘリコプター消火用タンク　救助消防ヘリコプターによる上空からの消火活動に必要な構造及び設備を有するものであること。

二十　ヘリコプター用衛星電話　救助消防ヘリコプターに設置し、音声通信に必要な構造及び設備を有するものであること。

二十一　消防救急デジタル無線設備　消防活動に係るデジタル信号による通信を行うために必要な基地局無線設備、車載無線機及び携帯無線機で構成されるものであること。

二十二　ヘリコプターテレビ電送システム　災害現場の映像を救助消防ヘリコプターから消防本部等に電送するために必要な機上設備及び地上設備のうち、補助事業者が選択するもので構成されるものであること。

○総務省告示第百四十二号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百十号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

「四千六十円」を「四千三十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

本則の表中

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇

に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

本則の表中

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇

に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四千五百七十五円	一万三千二百五十五円
二十歳以上二十五歳未満	五千百十五円	一万三千二百五十五円
二十五歳以上三十歳未満	五千七百七十七円	一万三千八百三十七円
三十歳以上三十五歳未満	六千三百四十九円	一万六千七百十二円
三十五歳以上四十歳未満	六千八百四十四円	一万九千四百五十四円
四十歳以上四十五歳未満	七千八十八円	二万二千三百六十二円
四十五歳以上五十歳未満	七千十六円	二万三千九百十六円
五十歳以上五十五歳未満	六千六百十二円	二万四千九百円
五十五歳以上六十歳未満	五千九百六円	二万三千四百九十九円
六十歳以上六十五歳未満	四千六百三十四円	二万三百六十四円
六十五歳以上七十歳未満	四千三十円	一万四千四百十九円
七十歳以上	四千三十円	一万三千二百五十五円

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。